

NO.	章	細目	項	訂正箇所	誤	正
1	3	6	3-11	コード一覧 浜松土木事務所 記載漏れ	記載漏れ ※右の記載を09袋井土木事務所の下に追加	行政庁コード：40 行政庁名：静岡県 事務所コード：02 事務所名：浜松土木事務所 地域コード：22221 地域名：湖西市
2	4	第2 及び 第3	4-18 4-29	4-18項 2 (10) 地震時等管制運転装置 4-29項 2 (14) 地震時等管制運転装置 ※地震時等管制運転装置の 検査結果記入要領	法的解釈が分かりづらいとのご指摘により内容見直し ※地震時等管制運転装置の検査結果記入要領の表内の内容	2. 地震時等管制運転装置検査結果記入方法 〔地震時等管制運転装置設置が対象外となるエレベーター〕 ・乗用、人荷用、寝台用において、昇降行程が7m 以下のエレベーター ・荷物用エレベーター及び自動車用エレベーターでかご内操作盤が 無く人が乗らない機種 (適用の除外対象) ◆上記に該当する場合は、第二面の【8. 備考】欄に検査項目番号と設置 対象外の理由を記載してください。また、設置対象外で機器の設置 がある場合も理由を記載してください。 ※設置対象外の記入例 【8. 備考】 2 (10) 昇降行程7m 以下or 適用の除外で対象外 ※設置対象外で機器の設置がある場合の記入例 【8. 備考】 2 (10) 設置はあるが、昇降行程7m 以下or 適用の除外で対 象外 ◆法令改正前で一部不足を含めて設置がある場合（既存不適格）で、 作動の不良がある場合は、要是正の判定となります。 ※詳細は令和8 年4 月27 日の通知公文 TBSK R8-8 号を参照ください。
3	4	第2 及び 第3	4-22 4-33	8 上記以外の検査項目欄 本文赤字部分	法的解釈が分かりづらいとのご指摘により内容見直し ※文章 定期検査項目において「対象外」であっても、本来の機能を果たせない 場合は、『要重点点検』として判定し、特記事項欄に記入してくださ い。※その他機種においても同様です。	付加装置（オプション含め）で法的に設置または判定が不要であるが設 置されている場合において、本来の機能を果たせない場合は、『報告会 社若しくは検査員』の判断に委ねることとし、検査結果表の特記事項欄 に記載してください。 ※詳細は令和8 年4 月27 日の通知公文 TBSK R8-8 号を参照ください。
4	4	第3	4-31	4 (13) 施錠装置 ③-b)	③煙感知器点検口 b) スイッチが設置されていない場合の施錠装置としての判定は「4 (12) 昇降路における壁または囲い」での確認項目となる。※昇降路救 出口エレベーター点検口、煙感知器点検口の施錠装置としての検査は「4 (12) 昇降路における壁または囲い」項目で判定する。	③煙感知器点検口 b) スイッチが設置されていない場合の施錠装置としての判定は「4 (14) 昇降路における壁または囲い」での確認項目となる。※昇降路救 出口エレベーター点検口、煙感知器点検口の施錠装置としての検査は「4 (14) 昇降路における壁または囲い」項目で判定する。
5	4	第7	4-53	1(8) 巻上機（綱車又は巻胴）	④巻胴式の場合 巻き胴式の場合は、巻胴の○を選択した上で、「綱車と主索のかかり」 「複数の溝間の摩耗差の状況」は対象外のため、その「検査結果」欄及 び「担当検査者番号」欄に「-」を選択して、対象外としてください。	④巻胴式の場合 巻胴式の場合は、巻胴の○を選択した上で、「綱車と主索のかかり」 「複数の溝間の摩耗差の状況」は対象外のため、その選択欄を空白とし てください。また適・否の欄は「-」を選択して、対象外としてくださ い。